

お客さま各位

株式会社千葉興業銀行

「災害復旧支援ローン」の商品内容改定のお知らせ

このたびの「令和8年8月千葉豪雨」により被害を受けられたみなさまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

当行は、2026年8月17日（月）より被害を受けられた被災者のみなさまの災害復旧にお役立ていただくため、災害復旧支援ローンの取扱いを開始しております。今般、商品内容を一部改定いたしましたのでお知らせいたします。お気軽にご相談ください。

記

【災害復旧支援ローン（有担保）の改定内容】

	変更後	変更前
お申込受付期間	2026年8月17日（月）～2027年8月31日（火）	
対象者	令和8年8月千葉豪雨により被災した建物の所有者の方 （原則として、被災（罹災）証明書をご提出いただきます。） （お申込やご相談の時点では証明書がなくても結構です。）	
資金使途	災害復旧にかかわる本人居住用の土地・住宅の購入、住宅の新築・改修資金	災害復旧にかかわる本人居住用の土地・住宅の購入、住宅の新築・改修資金
お借入金額	10万円以上2億円以内	10万円以上2億円以内
お借入期間	1年以上 40年以内 （お借入期間中1年間の元金据置可）	1年以上35年以内 （お借入期間中1年間の元金据置可）
金利	住宅ローン店頭表示金利より▲1.7% （変動・2年・3年・5年・10年固定）	住宅ローン店頭表示金利より▲1.7% （変動・2年・3年・5年・10年固定）
保証会社	なし	なし
取扱手数料	無料	無料
担保	ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。	ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。

※お申込に際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えかねる場合もございますので、予めご了承ください。

以上